平成２５年（フ）第６９４号
神戸市灘区篠原中町１丁目４番15―101号
債務者　外濱　珠留
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７０４号
神戸市北区鈴蘭台東町６丁目12番３―305号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台南町２丁目３番９号
債務者　手﨑設計事務所こと　手﨑　智朗
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７２０号
神戸市中央区二宮町４丁目11番７号　豊田ビル302号、従前の住所神戸市灘区岩屋北町７丁目１番29―601号
債務者　古屋麻里美
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０９号
山口県防府市大字田島522番地の１　レオパレスＫＵＭＡＭＩ215、前住所長崎県東彼杵郡波佐見町村木郷119番地７
債務者　松原　由也
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
青森市岡造道３丁目18番１号
債務者　野呂　　孝
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５８０号
熊本市中央区水前寺１丁目18番３―201号
債務者　吉山　高一
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１６６号
青森市自由ケ丘２丁目７番地16　ほのぼのハウス自由ケ丘
債務者　木村　　絢
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１１９号
茨城県土浦市中貫2440番地の１
破産者　有限会社鈴木製作所
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第４４９号
群馬県館林市本町２丁目５番35号
破産者　株式会社イースト
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４５１号
埼玉県羽生市大字上新郷5107番地３
破産者　株式会社ジャパン・ホース
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第６７号
千葉県袖ケ浦市奈良輪746番地１
破産者　大祥建設株式会社
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２９３号
広島市西区庚午北３丁目１番２号　３階、商業登記簿上の本店所在地広島市西区草津本町21番18―604号
破産者　株式会社テクノガイア
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３０２号
札幌市東区北45条東２丁目５番13―102号
破産者　志賀　義太
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６３８号
東京都東久留米市下里１丁目11番10号
破産者　池田　浩二
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２９７号
神奈川県小田原市酒匂３丁目14番36号
破産者　有限会社田中建材工業
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１０号
富山県黒部市荒俣3858番地の13
破産者　有限会社ファイン
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第５００号
静岡県磐田市岩井2354番地１
破産者　内山建設工業株式会社
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
静岡県浜松市南区安松町87番地の15
破産者　株式会社トーワ不動産
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
三重県志摩市大王町船越182番地９
破産者　喜田　政子
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係